人和尼左八 从上了但老本从关禁协队体/用载\九火击

		令 和 5 年 分	給与所得	者の扶養控除	等(異動)申	告 書	
听轄税務署長等	給与の支払者		(フリガナ)		あなたの生年月日	明·大·昭 平·令 年 月	日 従たる給与につ
	の名称 (氏名)		あなたの氏名		世帯主の氏名	S	いての扶養控除 等申告書の提出
税務署長	給 与 の 支 払 者 の法人(個人)番号 ※この申与	告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。		ご個人番号を提供済み 欄に個人番号の記載はし		ξ.	(提出している場合には、 ○印を付けてください。)
市区町村長	給 与 の 支 払 者 の所在地(住所)	Э	。なたの住所 は居所	·号 —)		配偶者 の有無	有・無
たに源泉控除対象	配偶者、障害者に該当する同一生	生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた!		ひとり親又は勤労学生のいず	れにも該当しない場合には	、以下の各欄に記入する必要は	ありません。
区分等	(フリガナ)	個 人 番 号	老人扶養親族 (昭29.1.1以前生)	令和5年中の	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和5年中に異動があった場合に
	氏 名	あなたとの続柄 生年月日	特定扶養親族 (平13.1.2生~17.1.1生)		生計を一にする事実		記載してください(以下同じです)。)
源泉控除 A 対象配偶者 (注1)		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		(該当す	る場合は○印を付けてください。)		
		明·大昭·平		円			
世 控 控 接 (16歳以上) (平20.11以前生)		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	□ 同居老親等 □ その他	□ 留学 □ 障害者	上30歳未満又は70歳以上 以上の支払		
		明·大 昭·平	□ 特定扶養親族	円	Comment of the party		
		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	□ 同居老親等 □ その他	□ 16歳以 □ 留学 □ 障害者	上30歳未満又は70歳以上		
		明・大昭・平	□ 特定扶養親族	□ 38万円	以上の支払	1	
		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	□ 同居老親等		上30歳未満又は70歳以上		
	3		□ その他	□ 38万円	以上の支払	_	
		明・大昭・平	□ 特定扶養親族	円 口 16歳以	上30歳未満又は70歳以上		
	4	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	□その他	□ 留学 □ 障害者 □ 38万円	以上の支払	_	
		明·大 昭·平	□ 特定扶養親族	円			
障害者、寡婦、 C ひとり親又は 勤労学生	□ 障害者 図分 該当者	本人 同 一 生 計 配 偶 者 (注 2) 扶養親族 □ 寡 婦	障害者又	は勤労学生の内容(この欄の記載	に当たっては、国税庁が公表してV	る記載例等をお読みください。)	異動月日及び事由
	一般の障害者	(八 口 ひとり発	規				
	特 別 障 害 者	(八 □ 勤労学生		取得去上述 圣福老/人和5左中央部	・ ほの見等数が000万円以下の しょ	こ限ります。)と生計を一にする配偶者(1	東京書車供表し マ鉄とのまれて図
	同居特別障害者	())	ける人及び白色	色事業専従者を除きます。)で、令和	5年中の所得の見積額が95万円に	こ版りより。/とエミを一にりる配偶者(F 以下の人をいいます。)支払を受ける人及び白色事業専従者を	
	セシャ	けけ、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。	見積額が48万	円以下の人をいいます。	控除を受ける他		
他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏 名 の続札	田・十・四	所又は居	氏	名 あなたとの統柄	住所又は居所	
	<u> </u>	平·令 明·大·昭					
・	│		経由して市区町村長に	提出する絵与所得者の井巻朝	*等由告書の記載欄を 等 ね?	 「います。)	
LAUI-A7 043	(フリガナ) 氏 名	MH I AF D. B	かなたとの 生年月		け 早 訴 - 控	*除対象外国外扶養親族 令和	^{和5年中の} ○見積額(※) 異動月日及び事由
16歳未満の 扶 養 親 族 (平20.1.2以後生)	1-	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	平 · 令				н
	2	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	平 · 令				н
職手当等を有する	(フリガナ) 氏 名		かなたとの 生年月	日 住所又は	□ DI (該当する項目に)	者 である親族 令和5年中の チェックを付けてください。) 所得の見積額((※) 区分 異動月日及い事田
チョ寺を有りる		既 に 個 人 番 号 を 提 供 済 み の た め この 欄 に 個 人 番 号 の 記 載 はしません	明・大昭・平		□ 配偶者□ 30歳未満又は70歳		□一般
		= 2 lbd (= lbd) C E	节		□ 留学 □ 障害者	↑ □ 38万円以上の支払	円 □ 特別

* 中告者 マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ございません。

あなたの 確認欄

支払者

給与

給与支払者 の確認欄

氏名、住所、生年月日、世帯主名、続柄、 [記載の仕方] マイナンバーを記載しない+余白記載ありの場合 配偶者の有無、を記入してください フリガナの記載が必要です 「異動)申告書 令 和 5 年 分 給与所得者の扶養控 (コリガナ) 扶 ヤマト タロウ あなたの生年月日 明・大 (超) 47 年 || 月 |4 日 ご自身の合計所得金額(見積額) の支担 従たる給与につ が900万円以下 (氏 昭和29年1月1日以前生まれの控除 大和 太郎 配偶者が海外に住んでいる日本の非居住 対象扶養親族について、 の支 既に個人番号を提供済みのため (給与のみの場合、収入1.095万 者の場合は■に"○"を付し、親族関係 a ご自身又は配偶者の直系尊属で、 あなたとの (個人) この欄に個人番号の記載はしません 円以下(所得金額調整控除ありの 書類の添付等をしてください(既提出分 同居を常況としている場合 (郵便番号 0000 - 000) 場合は1,110万円以下))の場合、 を除く) の支 **၈၈**၈၈၈၈ → 同居老親等 所 東京都千代田区○○一丁目3番△△マンション **申申** # # # # 地(住 → その他 告告告告 b.a.以外 告 "源泉控除対象配偶者"について 当する同-寡婦、アトとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以2 「る必要はありません。 書書書書 に、/をつけてください ここに記入します はのはは 扶養親族 非居住者である親族 11月新生) 令和5年中の ナ 持定扶養親族 所得の見積額 生計を一にする事実 所得の見積額は収入金額ではなく、差引の所得額です あなたとの続杯 (平13.1.2生~17.1.1生) 例: (該当する場合は〇印を付け) ヤマト ハナコ 次の所得のみであれば所得は、48万円以下となります 既に個人番号を提供済みの 源泉控除 この欄に個人番号の記載はしませ 100,000 対象配偶者 ·給与 →収入103万円以下 花子 大和 (注1) 50 円 ・公的年金→ "158万円以下 □ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ダイキチ ■ 同居老親等 ヤマト (年齢65歳未満の場合は収入108万円以下) 既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません □ 障害者 □ その他 300,000 次の所得のみであれば所得は、95万円以下となります 大和 大吉 聞·大 22 · I · 25 □ 特定扶養親族 ·給与 →収入150万円以下 □ 16歳以上30歳 た ヤマト ハナコ 同居老親等 □ 留学 □ 障害者 □ 38万円 既に個人番号を提供済みのため ・公的年金→ // 205万円以下 る この欄に個人番号の記載はしません 200,000 一 その他 给 (年齢65歳未満の場合は収入1.633.334円以下) 大和 花子 控除対象 円 聞: 大 24 · 5 · 28 □ 特定扶養親族 扶養親族 か (16歳以上) ■ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ヤマト エイタ □ 同居老親等 15 既に個人番号を提供済みのため □ 留学 □ 障害者 □ 38万円以上の支払 合載の合作除 (平20.1.1以前生) 控 この欄に個人番号の記載はしません 012 Happy st. 一 その他 海外に住んでいる日本の非居住者の場合は、該当 除 続柄の記入を 明(中) 15 ・ 9 ・ 4 円 ■ 特定扶養親族 ケ の項目に✓をつけ、親族関係書類の添付等をして お忘れなく □ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 受 □ 同居老親等 ください(既提出分を除く) 既に個人番号を提供済みのため 平成13年1月2日~ 東京都千代日 この欄に個人番号の記載はしません 例:子が海外の学校へ留学(3年間) 一 その他 大和 春 明· 十 18 · 4 · 10 □ 特定扶養親族 平成17年1月1日生まれ 平成20年1月1日以前生まれ ・子のパスポートの写し の控除対象扶養親族は、 ・戸籍の附票の写し 等 の年齢16歳以上の扶養親族 障害者又は勤 表している記載例等をお読み 該当者 同一生計 障害者 **√**をつけてください 扶養親族 □寡 が対象です 区分 配偶者(注2) 大和和子 身体 成29年12月10日 留学に✓をつけた場合、留学ビザ等書類の添付等 ✔(| 人) □ ひとり親 般の障害者 障害者、穿婦、 も必要です ひとり親又は て ル 口 勤労学生 特別隨害者 勤労学生 とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業等従者として給 (注) 1 源泉) 作る曲の |本業車従来を除きます||1で、全和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 成こすで 障害者は、本人以外も含まれます しきゅす 所得の見積額が500万円以下で、 て給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5 てください。 対象となる配偶者は、"同一生計配偶者"です 事実上の婚姻関係がなく、 他の所得者 海外に住んでいる日本の非居住者の場合 住 所 Aの「源泉控除対象配偶者」とは範囲が異なります 生計を一にする子がいるひとり親の方は、 住所又は は■に"○"を付し、該当者に係る障害 また、16歳未満の扶養親族も忘れないようにしましょう **こちらに√をつけてください** 者控除の適用を受ける場合には、親族関 該当欄に√を付し、障害の状況、交付を受けている手帳の種 係書類の添付等をしてください(既提出 類と交付年月日・障害の程度を記入してください 分を除く) (給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。) 控除対象外国外扶養親族 あなたとの 生年月日 住所又は居所 銃 柄 (該当する場合は〇印を付けてください。) ⊕ _{21 · 7 · 8} ヤマト ナツ の見種額」欄には、 16歳未満の 東京都千代田区〇〇一丁目3番 既に個人番号を提供済みのため O _m 退職所得を除いた 扶養親族 この欄に個人番号の記載はしません △△マンション802号 大和 所得の見積額を記 (平2012以後生) 7 載します。 既に個人番号を提供済みのため すでに別の方法でマイナンバーを提出しており、 平成20年1月2日以後生まれの年齢16歳未満の扶 (フリガナ) 住 所 提出分に相違なければ、署名等で意思表示します 異動月日及び事由 **穿婦又はひどり親** 養親族は、こちらへ記入します 退職手当等を有する (一定の場合には、不要) 口车短 配 偶 者 · 扶養 親族 フリガナの記載を忘れないようにしましょう ロ ひとり親 マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済み あなたの 給与 給与支払者 ※すでに提出済みであるマイナンバーと相違ないため、マイナンバーをこの申告書上に記載しないときは、申告者がその旨を確認した上で、〔確認欄〕に署名等により意思表示をします。 のマイナンバーと相違ございません。 支払者 の確認相 ※給与支払者欄は、給与支払者が既に提出済みのマイナンバーを確認していることを示すための確認欄です。ここは給与支払者側が署名等することでその旨の意思表示をします。